

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2行財政局の項中「総務事務センター準備課」を「総務事務センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(会計室)